現行制度の性格を前提とした見直しの方向性(素案)

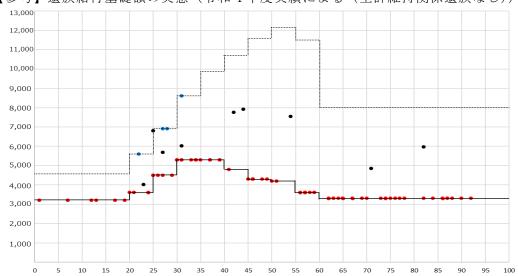
指摘されている課題

- 収入がある被害者と比べて、幼いこどもや学生、家事労働者等の収入がない 被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない。
- 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない。

現状

(ア) 被害者に収入がない場合の遺族給付基礎額が3,200円(20歳未満)~ 5,300円(30歳以上40歳未満)となっている。





(イ) 遺族給付基礎額の算定に当たっては、犯罪被害者本人の収入のみを基礎と している。

現行制度の性格

○ 加害者の一義的な責任を前提とした、税金(一般財源)を財源とした制度であることを踏まえて、他の公的給付との調和・均衡が図られる必要がある。

見直しの方向性

- I 遺族給付基礎額の最低額を一定の水準にまで一律に引き上げてはどうか。
- Ⅱ 遺族給付基礎額の算定に当たり、遺族自身が受ける打撃を踏まえた加算をし てはどうか。

見直しの方向性についての議論の整理

【見直しの方向性 I について】

- 見直しの合理性についてどのように考えるか。
 - ・ 少なくとも、他の公的給付で御遺族が受け取ることができる金額と遜色 ない水準にまで引き上げることは合理性があるのではないか。
 - 給付実態を踏まえると、課題の解消に直接的に寄与するのではないか。

【見直しの方向性Ⅱについて】

- 見直しの合理性についてどのように考えるか。
 - ・ 遺族には、犯罪被害者本人の生計の喪失だけではなく、精神的ショック 等に起因する様々な生活上の経済的負担が生じていることを踏まえて、給 付基礎額への加算を考える余地があるのではないか。
 - ・ 民事の損害賠償の算定に直接的には含まれない要素であったとしても、 「遺族が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」という法目的 に照らして、付加的・特例的な形で加算することは可能ではないか。
- 加算の方法や性格をどのように考えるか。
 - 遺族の生活の支援という給付目的や、給付によりかえって就労など社会への復帰を阻害することがないようにするべきことに照らせば、休業補償ではないものとするべきではないか。
 - ・ 他の制度等とのバランスや、給付によりかえって就労など社会への復帰 を阻害することがないようにすることを考えて、加算は一定の範囲で行う べきではないか。
- 〇 加算の対象者をどのように考えるか。
 - ・ たまたま犯罪発生当時は失業中であったが復職に向けて前向きに取り組んでいたような場合に加算が受けられないこととなるのは適切ではないのではないか。
 - ・ 必要な方に必要な支援をするという観点からは、疎遠な遺族まで加算を 受けることができるのは適切ではなく、犯罪被害者に近しい遺族に限って 加算をするべきではないか。

【その他の論点】

- 過去の制度改正においては、改正制度の施行後に行われた犯罪行為による 死亡・重傷病・障害から新制度が適用されるという考え方だったが、どのよ うに考えるか。
- 他に現行制度の性格を前提に見直しを検討できる事柄がないか。